

建石真公子「提言」担当部分資料

「胚に対する研究に関する法制度-フランスの場合」

1. 法の枠組み

憲法：1958年憲法全文（1946年憲法前文）・・・人間の尊厳

法律：生命倫理法（1994年）

2. 胚の法的地位の変化

（1）1994年生命倫理法

人体尊重法

移植・生殖法

記名データ法

原則：ヒト胚、人胚性幹細胞に関するあらゆる研究の禁止

生体外の受胎、商業・工業・治療を理由とする研究目的での胚作成禁止

☞刑事罰

余剰胚の破壊は承認—カップルの意思。

（2）2004年改正

クローン胚作成の禁止

ヒト胚に関する研究の原則禁止

しかし、5年間の猶予期間に、フランスの研究チームが、以下の3つのカテゴリーに関する研究の実施に対して生命医療庁（ABM）の認可がある場合には法の適用を除外。

（5年間＝法執行の2006年2月6日から2011年2月6日まで）

Agence de Biomedecine (ABM) の設立

<3つのカテゴリー>

①研究の実施計画書（胚、ヒト胚性幹細胞）

②組織や胚細胞の輸出入

③学術的な目的でのヒト胚性幹細胞の保存

（3）2011年7月7日法による改正

胚に対する研究の「原則禁止」維持

追加：キメラ・トランスジェニック胚の作成禁止

ヒト胚性幹細胞株に対する研究禁止が追加

★研究の例外的承認-5年から→永続的に・・・これ以降、胚に対する研究が承認

★生殖への医学的解除の家庭で、体外受精で生じた余剰胚について、両親の同意を要件として研究が例外的に可能に。研究過程は、ABMの監督下で行われる。

(4) 2013年8月6日法による改正

胚に対する研究について、「原則」禁止を削除

「いかなる胚および胚性株細胞に対する研究も、許可なくして実施してはならない」

<許可の条件>

- ①研究の科学的妥当性が確立していること
- ②医学上の目的のために実施されること
- ③科学的な認識上、当該研究は胚及び胚性株細胞以外では実施できないこと
- ④計画及びプロトコルの実施は胚及び胚性株細胞の研究に関する倫理原則を遵守すること。

<2013年改正に対する違憲審査>

憲法院 2013年8月1日判決

違憲の申し立ては、法制定の手続き、およびヒト胚への研究が、「人間の尊厳」および「始まりの時から生命の尊重」に反することを理由。

憲法院は、手続きに関して違憲はないと判断。

人間の尊厳に関しては、法の定めているABMにおける審査の要件と限定された研究目的に従うことで、人間の尊厳に反しないと判断。

(5) 2016年1月26日法による改正 (L2151-5)

配偶子に対する研究の承認

Loi n° 2016-41 du 26 janvier 2016 de modernisation de notre système de santé¹⁵⁵ 条
=公衆衛生法 L2151-5 条に挿入

「生殖補助医療のための生命医学研究は、胚の作成のための配偶子に対して、懐胎のために移植する前あるいは後において、カップルの同意を要件として、実施することができる」

☞人の生命に密接に関わる科学的な介入については、まずは憲法の枠組み、法制度によって定めることが原則。

日本の場合も、憲法13条個人の尊厳、生命の尊重の枠組みの中で、違憲とならない範囲で法律の制定により「ヒト胚に対する研究」、「ヒト胚に対するゲノム改変を内容とする研究」に関するルールを定めることが原則ではないか。